

水道事業に係るインボイス制度への対応について

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式として「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が開始されています。

○適格請求書を希望される法人・個人事業主の方へ

仕入税額控除の保存書類として、水道料金等適格請求書の交付を希望される方は、市水道課へ水道料金等適格請求書交付申込書(水道課で備えている他、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。)をご提出ください。

小松島市水道事業の適格請求書発行事業者登録番号
小松島市水道事業 T2800020003833

問 市水道課

☎32・6188 / FAX35・0647

✉suidou@city.komatsushima.i-tokushima.jp



■ 申込方法

1. 郵送・電子メール・FAX

送付先:〒773-0012 小松島市田浦町中西103番
小松島市水道課 宛

✉suidou@city.komatsushima.i-tokushima.jp
FAX35・0647

2. 窓口申込

窓口にて必要書類を提出してください。

なお、水道料金等適格請求書の交付手続きの詳細については、市ホームページをご確認ください。

また、インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページをご確認ください。



◀ 市ホームページはこちら



◀ 国税庁ホームページはこちら



合併処理浄化槽への転換に 補助金をご利用ください



市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。(環境配慮型浄化槽は令和5年度より補助金を増額しました。)

令和5年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、**設置工事の前に**補助金交付申請書を提出してください。

また、撤去費補助については、現在使用している単独処理浄化槽またはくみ取り槽を**撤去する前に**申請してください。

なお、補助金申請の受付は、市が当該年度に予定する補助金額の上限に達した時点で、締め切らせていただきます。

※ 転換とは

建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

■ 補助対象

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合のみです。

■ 補助金額

種別	人槽区分	補助金額
環境配慮型 浄化槽	5 人槽	360,000円
	6~7 人槽	462,000円
	8~10 人槽	585,000円
その他の 合併処理浄化槽	5 人槽	332,000円
	6~7 人槽	414,000円
	8~10 人槽	548,000円

単独処理浄化槽の撤去費用に対して撤去費補助(9万円を限度)を、くみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助(10万円を限度)を転換の補助金額に加算します。また、合併処理浄化槽への転換に附帯して宅内配管工事を行う場合は、宅内配管工事費補助(10万円を限度)を転換の補助金額に加算します。

問 市まちづくり推進課(市役所2階) ☎32・3957 / FAX33・2104

✉machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、市県民税3期分、後期高齢者医療保険料4期分、国民健康保険税・介護保険料5期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2023年(令和5年)11月5日
広報こまつしま

